

# 第25回期 第6回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和5年12月15日(金) 午後1時30分から午後3時35分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員10人)

会 長	10番	白川	清一
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
委 員	1番	兼子	泰彦
同	2番	高坂	和幸
同	3番	須藤	孝夫
同	4番	藤田	保幸
同	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
同	7番	須藤	一二
同	8番	小針	充則

推 進 委 員	( 箕 輪 ・ 袖 山 )	関根	盛夫
同	( 中 根 松 )	会田	信二
同	( 大 草 )	斎藤	良文
同	( 小 貫 ・ 太 田 輪 )	薄井	常義
同	( 里 白 石 ・ 福 貴 作 )	須藤	寿行
同	( 里 白 石 ・ 福 貴 作 )	鈴木	政吉
同	( 山 白 石 )	我妻	伸司
同	( 山 白 石 )	岡田	勇弥
同	( 浅 川 ・ 滝 輪 )	緑川	孝雄
同	( 東 大 畑 ・ 畑 田 )	小室	一男

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画の作成に対する決定について 1件

議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく  
農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について 1件

議案第13号 青年等就農計画の認定に係る意見決定について 1件

議案第14号 非農地判断について 1件

5 農業委員会事務局職員

事務局長代理 小野 修司

主 事 鈴木 勇太

6 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>只今から、第6回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日はお忙しい中農業委員会総会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。先月末に農業委員会の会長として全国農業委員会代表者集会に出席してきました。全国の農業委員会の会長が一堂に会し、来年度の予算確保、関連施策に関する要請決議と組織運用推進、情報提供活動強化に向けた政策の再企画でございました。また、来賓として多くの内閣関係者をご臨席され、会合に集まった農業関係者へエールを送っていただきました。 我々農家を取り巻く環境は大変厳しいものがございます。少しでもよくするよう皆さんと一緒に大きな声を上げていきたいと考えておりますので、さらなるご指導、ご声援をどうかよろしくお願ひしたいと思います。 以上を持ちまして、私の挨拶といたします。</p>
会 長	<p>本日の農業委員の出席は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第5回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。 なお、推進委員の出席は10名中10名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、2番、高坂和幸委員、3番、須藤孝夫委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定についてですが、事務局の議案朗読の前に皆様にお諮りいたします。議案第11号と議案第12号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見決定については、関連がございますので一括で議案朗読し、それぞれ一括して審議したいと思います。ご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)</p>

会 長	異議なしと認め、事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会 長	<p>議案の審議に入る前に、議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条①については、****委員が貸付人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(****委員退室)</p>
会 長	それでは、事務局より議案の説明を求めます。
事務局長	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業に伴うものであります。</p> <p>議案第11号は、農地の出し手から中間管理機構である公益財団法人福島県農業振興公社に貸し付ける集積計画となっております。計画作成にあたり農業委員会での決定をするものです。農業委員会での決定の後、町で公告されることとなります。</p> <p>そして、議案第12号が議案第11号で中間管理機構の公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けたものを担い手へ分配する案となっております。この配分計画については町が作成することとなり、町から意見を求められているものです。意見決定後、町から農業振興公社を通じて県に提出されます。最終的には県値が認可し公告されることとなります。</p> <p>今回の経過を説明しますと、****さんは****さんの息子の妻であり、**さんは夫との連名で青年等就農計画認定申請書を作成し、令和5年6月2日付けで町の認定新規就農者として認定されております。**さんは**さんより農業経営を継承し、令和5年12月1日に農業経営開始を予定しております。就農するにあたり、国の新規就農者育成総合対策の経営開始資金と経営発展支援事業の活用を希望しており、その要件として農地中間管理機構を活用することとなっているため、今回議案にかけられているというものです。</p> <p>賃借権等の設定等を受ける者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を備えていることとされていますが、要件である。</p> <p>1、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は楊地区の事業を行うと認められること。</p> <p>2、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること</p> <p>3、農作業に常時従事しないと認められる者については、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>須藤和也さんは、先ほどご説明しました通り、認定新規就農者であり、就農計画から見ても、これらの要件を備えていると考えられますので、問題ないものと思われませんが、皆様の審議をよろしく願います。以上です</p>

会 長	この集積計画及び配分計画（案）に対して山白石地区推進委員、岡田勇弥委員の意見を求めます。
岡田委員	<p>本議案の当該地域、山白石地区推進委員の岡田であります。</p> <p>意見ということではありますが、ただいま事務局から説明がありました通り、今回の農機事業収支計画の利用権の決定を受ける側が農地中間管理機構及び青少年青年農業者等育成センターである、公益財団法人福島県農業振興公社ですので、今回の集積についてまだ問題がないものと考えます。</p> <p>次に、本議案第12号の農地、農業地域事業配分についてですが、事務局からの説明の通りですが、****さんからの農地中間管理機構を介して、****さん、**さん夫婦が営農を継承するという形です。借受人となる人、****さんは**さんの奥さんで、新規就農者の認定を受けております。そして、和也さんとともに営農全体、水稻と和牛の養畜を継承し、活動をすでに始めています。本件は、早織さんが主となって、新たにヘーゼルナッツになっての栽培を行う計画です。すでに試験的な植樹、苗の手配などを進めており、適正地を求めていたということですので今回の農用地配分計画はなんら問題がないと考えます。以上でございます。</p>
会 長	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第11号①及び議案第12号①について、質疑ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①について決定すること及び議案第12号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画の案①について、異議なしと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第11号①及び議案第12号①については決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、****委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>（****委員着席）</p>
会 長	<p>****委員に報告します。議案第11号①は計画どおり決定され、議案第12号①については案に対して異議なしとすることに決定されました。</p> <p>次に、議案第13号、青年等就農計画の認定に係る意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読、説明を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>今回の案件は、青年等就農計画の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。</p> <p>認定においては、農協、普及所などの関係機関で構成された審議会において審議することとなっておりますが、迅速な認定のため文書での意見を求められてことにより議案にかけ意見決定するものです。計画の認定に当たっては、町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。</p> <p>今回の認定申請者の****さんは新規就農者として経営発展支援事業補助金及び農業次世代人材投資資金を受けることを希望されており認定申請が出されているものです。</p> <p>皆さまのお手元に計画書の写しを配布しておりますが、中身を見ますと農業経営開始日は令和6年9月1日を予定しており、新たに農業経営を開始することとされており、営農類型は施設野菜となっております。****さんは令和3年9月から****の農業法人、****で働き、イチゴの栽培管理技術を学びそこから独立する形での就農となります。構想に沿った計画であるかですが、青年等の新規就農者の5年後の目標が構想にある年間農業所得210万円及び年間労働時間1,900時間程度とされた内容を超える形での計画となっております。</p> <p>浅川町農業委員会として、****さんの就農計画が基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>なお、計画書の写しについては個人情報関係上、回収させていただきますので、審議終了後は机上に残してお帰りいただきますようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局より議案の朗読及び説明が終わりました。本申請人は大字浅川の方となりますが、浅川・滝輪地区推進委員、緑川孝雄委員の方でご意見ありましたら発言願います。</p>
<p>緑川委員</p>	<p>浅川・滝輪地区推進委員の緑川です。</p> <p>ただいまの案件について、意見を申し上げます。営農者が年々で減少している中、新たに就農していくという方は大変貴重であり、この方はすでに2年間研修しているということで、十分やる気もお伺いと思います。町においても大変価値のあることだと思いますので、異議は特にありません。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第13号について質疑を許します。</p> <p>議案第13号について、質疑ございませんか。</p> <p>(小針充則委員挙手)</p>
<p>小針委員</p>	<p>以前、この件について事業費として約4,500万円程度かかるということでしたが、今回の計画ではそれ以外にもいろいろかかるということなのでしょうか。</p>

<p>事務局長</p>	<p>こちらにつきましては、資材高騰や、**さん自身が非農家であるため、農機具やイチゴの保管するための保冷库等の様々なものを導入することになっておりまして事業費が上がっているということでもあります。</p> <p>(須藤孝夫委員挙手)</p>
<p>須藤 (孝) 委員</p>	<p>今回約4,500万円かかるということで、いろんな補助金の活用を考えているとのことですが、幾らぐらい補助金を活用する予定でしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>金額についての詳細はこの場では資料がないためお答えできないのですが、福島県では奨励品種である「ゆうやけベリー」のブランド化を目指しており、薄葉さんは「ゆうやけベリー」を栽培し福島県などからも最大限の補助を受ける考えでおります。</p> <p>**さんとは令和3年度から須賀川農業普及所と農協と協力しながら何度も打合せを行い、資金面や栽培面、本人のやる気など確認を取った結果であります。</p> <p>町としても、就農後もできる限りのサポートをしていきたいと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他、皆さんからその他何かございませんか。</p> <p>それでは、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第13号の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第13号、青年等就農計画の認定に係る意見決定については異議なしと意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第14号、非農地判断について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p><b>【議案朗読】</b></p> <p>皆様に8月から9月末にかけてご協力いただいた農地利用状況調査において再生不能、いわゆる「B分類」と判断されたものについて非農地判断するため今回議案にかけさせていただきました。</p> <p>農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。</p> <p>今回、議案にかけられた田8筆、5,304㎡、畑24筆、12,512㎡、合計32筆、17,816㎡については、雑木などが生い茂った農地の他に、狭小地や傾斜地に属する利用が困難な農地を含めた、非農地判断しても支障のないものと考えられる</p>

	<p>ものになります。</p> <p>今回、議決されますと、所有者のほか法務局、県および町課税部局に非農地判断された旨の通知をし、農地台帳の整理がなされることとなります。</p> <p>なお、所有者に対する通知には国の定める様式とは別に、Q&amp;Aを添える形で送付したいと考えております。</p> <p>以上、皆様方のご審議、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局より説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第14号について、質疑ございませんか。</p> <p>(小針充則委員挙手)</p>
小針委員	<p>今回の農地については、農業振興地域に指定されている農地はありますか。</p>
鈴木主事	<p>今回の農地が農業振興地域に指定されているかは手元に資料がないため、この場でお答えできないのですが、今回の議案により非農地と判断された農地については、農業振興地域から除外するように町農政課に手続きを取ってもらう予定となります。</p>
会 長	<p>その他、皆さんからその他何かございませんか。</p> <p>それでは、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第14号、非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない非農地と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第14号、非農地判断については決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
鈴木主事	<p>はい。まず1点目ですが、次回総会ですが1月19日、金曜日、午後1時30分を予定しております。次回の総会は、総会終了後に農業者等と農業委員会との意見交換会ということで、毎年、農協の方や県の方、新規就農者の方を及びして農業委員会との意見交換ということで開催を予定しております。意見交換会後は懇親会も予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>次に、経営状況等調査についてですが、この調査については、毎年行っている各農家の経営状況に関するアンケートとなっております。内容については、経営している農地面積や年間の従事日数、今後の農地利用について、後継者の有無等を調査するものとなっております。調査対象は昨年の調査結果より農業経営を実際に行っている方が調査対象となっております。みなさんには、すでに机の方に調査票の入った封筒をお配りしておりますが、農事組合ごとに振り分けてありますので、各農事組合長に配布していただくよう お願いします。</p>
会 長	<p>調査票の提出の流れですが、組合員から組合長への提出され、その後、組合長</p>

事務局長	から農業委員への提出するようしております。農業委員から事務局への提出が総会時となります。なお、農事組合に入っていないが、農業を営んでいる方については、事務局から直接調査票を送付しております。事務局からは以上です。
会 長	それでは、以上を持ちまして第6回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)